（疾病・障害認定審査会令の一部改正）

第六条　疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表感染症・予防接種審査分科会の項中「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）」に改める。

別表（第四条―第六条関係）

等級	障害の状態
一級	一　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの 二　両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの 三　両上肢の機能に著しい障害を有するもの 四　両下肢の機能に著しい障害を有するもの 五　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの 六　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 七　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 八　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	一　両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 二　両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの 三　平衡機能に著しい障害を有するもの 四　咀嚼の機能を欠くもの 五　音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 六　一上肢の機能に著しい障害を有するもの 七　一下肢の機能に著しい障害を有するもの 八　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 九　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 十　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 十一　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○総務省令第百十四号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法別表第一の五十七の二の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月四日

総務大臣　原口　一博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百二十五項を第百二十六項とし、第六十項から第百二十四項までを一項ずつ繰り下げ、第五十九項の次に次の一項を加える。

60　法別表第一の五十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第三条第一項の給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第三条第一項の給付を受ける権利を有する者又は障害児の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附　則

この省令は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の施行の日から施行する。

○財務省令第六十八号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条の二第二十一号及び第四十一条の二第一項（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所得税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月四日

財務大臣　藤井　裕久

所得税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（所得税法施行規則の一部改正）

第一条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十七号を第三十八号とし、第三十二号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第三号（給付の範囲）に掲げる障害年金を受けている者又は同条第四号に掲げる遺族年金を受けている同号に定める遺族（妻に限る。）である者

第七条第一項第四十四号中「第四条第三十七号」を「第四条第三十八号」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第四十三号中「第四条第三十六号」を「第四条第三十七号」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項第四十二号中「第四条第三十五号」を「第四条第三十六号」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第四十一号中「第四条第三十四号」を「第四条第三十五号」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第四十号中「第四条第三十三号」を「第四条第三十四号」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十九号中「第四条第三十二号」を「第四条第三十三号」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　第四条第三十二号に掲げる者　同号に規定する障害年金又は遺族年金に係る年金証書（当該遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類）